

帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人の仏壇、位牌、本尊、仏具一式等の財物損害について、位牌、本尊、仏具一式の価格資料の提出が困難であったところ、申立人の主張及び市場調査の結果等を踏まえ、仏壇とは別個に賠償額を算定して賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と、被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、合計金193万円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払い金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成25年10月28日付け合意書に基づき、第1項記載の損害に対する賠償金として、金20万円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
平成27年7月29日

（仲介委員 細川大輔）

項 目		和解金額（円）	備 考
財物損害	仏壇	1,520,000	高さ約 170.5 cm、胴幅約 76.0 cm、奥行約 84.5 cmの唐木仏壇
	位牌・本尊・仏具	300,000	位牌 4 本分、本尊及び仏具一式を含む。
その他費用	祭祀に係る費用	100,000	
	諸費用	10,000	仏壇請求に係る諸費用
小 計		1,930,000	
既払い金（控除）		200,000	平成 25 年 10 月 28 日付け合意書に基づく支払分
合 計		1,730,000	